

議案第68号

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防
団員の任命等に関する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成27年9月8日提出

清水町長 高 薄 渡

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項及び第19条第2項並びに第23条第1項の規定に基づき、清水町における消防団の設置、名称、区域及び消防団員の定員並びに非常勤である消防団員（以下「団員」という。）の任用、分限、懲戒及び服務その他の事項について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 清水町に清水消防団及び御影消防団を置き、その管轄する区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
清水消防団	清水町の区域のうち字清水、字下佐幌、字人舞、字熊牛、字美蔓、字上然別及び清水市街地
御影消防団	清水町の区域のうち上記以外の区域

(消防団の定員)

第3条 消防団員の定員は、次のとおりとする。

消防団名	定 員
清水消防団	65人
御影消防団	40人

(任命)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき団員のうちから町長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 当該消防団の区域内に居住又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 団員としての志しを有し、身体が丈夫で健康な者

(欠格条項)

第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (2) 懲戒処分により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
(分限及び失職)

第6条 団員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職制又は定員の改廃により、過員を生じた場合

2 団員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第4条に規定する資格を有しないこととなったとき。
- (2) 第5条各号の一に該当するに至ったとき。
- (3) 死亡したとき。

(退職)

第7条 団員が退職しようとする場合は、文書をもって任命権者に願出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒処分)

第8条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分に付すことができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 職務の内外を問わず、団員としてふさわしくない行為があった場合

第9条 前条の懲戒処分は、次の区別により行うものとする。

- (1) 戒告
- (2) 停職
- (3) 免職

2 停職は、10日以上1月以内の期間とする。

(服務規律)

第10条 団員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 規律を守り、上司の指揮命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 職務に関し、金品の寄贈若しくは供応、接待を受け、又はこれを請求する等の行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 消防団又は団員の名義をもって、特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、

反対し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

(5) 機械、器具その他消防の設備、資材は、職務以外に使用しないこと。

(6) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄付金を募り、若しくは営利行為をなし、又は義務の負担となるような行為をしないこと。

第 11 条 団員は、招集があった場合又は災害の発生を知った場合には、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動しなければならない。

(報酬)

第 12 条 団員に別表第 1 に定める報酬を支給する。

(費用弁償)

第 13 条 団員が招集に応じて、火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第 2 に定める額を費用弁償として支給する。

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年清水町条例第 22 号。以下「非常勤職員報酬等条例」という。）別表第 2 に準じて費用弁償を支給する。

(支給の方法)

第 14 条 報酬及び費用弁償の支給の方法については、規則に定めるもの以外、非常勤職員報酬等条例の例による。

(被服の貸与)

第 15 条 団員に被服を貸与する。

2 被服の品目及び貸与期間については、町長が別に定める。

(表彰)

第 16 条 町長は、団員が表彰に値すると認めるとときは、別に定めるところにより表彰することができる。

(公務災害補償)

第 17 条 団員が公務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態になったときは、北海道市町村総合事務組合（平成 7 年市町村第 1973 号指令。以下「総合事務組合」という。）の定めるところにより損害を補償する。

(賞じゅつ金等)

第 18 条 団員が、消防作業に従事又は災害に際し出動するにあたって一身の危険を顧みることなく、その職務を執行し、そのために死亡し、又は障がいの状態になった場合においては、総合事務組合の定めるところにより賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与する。

(退職報償金)

第19条 団員が退職した場合は、総合事務組合の定めるところにより、退職報償金を支給する。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の西十勝消防組合消防団条例（昭和49年西十勝消防組合条例第1号。以下「解散前の条例」という。）の規定により任命された者は、第4条の規定により団長及び団員に任命されたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、解散前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお解散前の条例の例による。
- 5 施行日の前日までに解散前の条例の規定により支給すべき理由を生じた報酬及び費用弁償については、なお解散前の条例の例による。

別表第1（第12条関係）

報酬年額表

階級別	金額
団長	86,000円以内
副団長	69,000円以内
部長	44,000円以内
班長	40,000円以内
団員	36,500円以内
機関員	13,000円以内

備考 機関員報酬は、機関員を命ぜられた者に併給する。

別表第2（第13条関係）

区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1回	5,000円	基準時間4時間
訓練、警戒、査察等の職務	1回	4,000円	基準時間6時間
会議、研修等の職務	1日	3,000円	

備考 基準時間又は端数ごとに1回とする。